

亀山市公告第101号

亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成18年亀山市条例第34号）第5条の規定により、令和4年度公共下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を次のとおり定めたので、同条の規定により公告する。

令和3年12月10日

亀山市長 櫻井 義之

御幸町字貝戸部、阿野田町字門垣戸、天神二丁目、天神三丁目、小下町、川合町字西垣内、川合町字山神戸、川合町字八ツ八、川合町字内戸、川合町字山田、川合町字北中の山、川合町字長妻、みずほ台、長明寺町字池ノ谷、長明寺町字西谷、川崎町字瀬違、川崎町字金垣内、川崎町字下川原、川崎町字県屋敷、川崎町字下垣内、能褒野町字能褒野、布気町字道野、布気町字大俣、布気町字牛櫃、布気町字垣戸部、太岡寺町字野田口、太岡寺町字北起、太岡寺町字野田、太岡寺町字上野及び関町木崎字三日城のうち公共下水道が使用できる区域